法　規　的　告　示

○総務省告示第三百八十六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第二項の規定に基づき、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第六号）の一部を次のように変更する。

令和八年十月二十二日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、変更前欄に掲げる対象規定を変更後欄に掲げる対象規定として移動し、変更後欄に掲げる対象規定で変更前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

変　更　後

第１　総則

１　定義

⑴　この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

［イ～ワ　略］

カ　モバイル網固定電話　電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第14条第５号に規定するモバイル網固定電話

ヨ　［略］

⑵　⑴に規定するもののほか、この計画において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則及び電気通信番号規則（令和元年総務省令第４号）において使用する用語の例による。

［２～５　略］

第３　利用者設備識別番号に関する事項

電気通信番号		電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容	電気通信番号の使用に関する条件
電気通信番号の種別	電気通信番号の構成		
固定電話番号	0ＡＢＣＤＥＦＧＨＪ（ただし、英字は十進数字とし、ＡＢＣＤＥは、市町村の区域を勘案して別表第１に定めるところに従い、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。）	固定端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等（特定接続電話番号により識別するもの又はワイヤレス固定電話若しくはモバイル網固定電話を識別する場合を除く。）	［第１～第３　略］ 第４　電話転送役務（発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。以下この第４において同じ。）を提供する者にあっては、次のとおりとする。 １　電話転送役務の提供に関する契約を締結するに際しては、次に掲げるところにより、最終利用者の確認を行うこと。 ⑴　別表第４に定める方法により、本人特定事項（自然人にあっては氏名、住居及び生年月日をいい、法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）の確認を行うこと。 ［⑵　略］ ［２・３　略］

変　更　前

第１　［同左］

１　［同左］

⑴　［同左］

［イ～ワ　同左］

［新設］

カ　［同左］

⑵　⑴に規定するもののほか、この計画において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）及び電気通信番号規則（令和元年総務省令第４号）において使用する用語の例による。

［２～５　同左］

第３　［同左］

電気通信番号		電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容	電気通信番号の使用に関する条件
電気通信番号の種別	電気通信番号の構成		
固定電話番号	0ＡＢＣＤＥＦＧＨＪ（ただし、英字は十進数字とし、ＡＢＣＤＥは、市町村の区域を勘案して別表第１に定めるところに従い、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。）	固定端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等（特定接続電話番号により識別するもの及びワイヤレス固定電話を識別する場合を除く。）	［第１～第３　同左］ 第４　電話転送役務（発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。以下この第４において同じ。）を提供する者にあっては、次のとおりとする。 １　電話転送役務の提供に関する契約を締結するに際しては、次に掲げるところにより、最終利用者の確認を行うこと。 ⑴　別表第４に定める方法により、本人特定事項（自然人にあっては氏名、住居及び生年月日をいい、法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。別表第４において同じ。）の確認を行うこと。 ［⑵　同左］ ［２・３　同左］